

同時資料提供先：高松サンポート合同庁舎記者クラブ
愛媛県番町記者クラブ、八幡浜記者クラブ

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
ご意見をお聴かせください。
～関係住民からの意見を聴く場を開催～

国土交通省四国地方整備局では、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成しました。

このたび、今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催いたしますのでお知らせします。意見を聴く場で意見の発表を希望される方は、事前の申込みが必要となります。また、報告書（素案）の内容について理解を深めていただくために説明会を開催します。

1. 報告書（素案）説明会

【西予市会場】開催日時：平成24年11月 3日（土）18時から
開催場所：西予市野村公会堂

【内子町会場】開催日時：平成24年11月 4日（日）10時から
開催場所：内子町町民会館

【大洲市会場】開催日時：平成24年11月 4日（日）14時から
開催場所：大洲市役所大ホール

2. 意見を聴く場

開催日時：平成24年11月11日（日）13時から（予定）

開催場所：大洲市役所大ホール

※意見を聴く場で発表を希望される方の申込み期限：平成24年11月5日（月）17時必着

3. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
- ・取材や傍聴に関する詳細は別添2及び別添3をご覧ください。

別添1「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場について」を参照

平成24年10月31日
国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局
電話：（087）851-8061
河川部 河川計画課長 小長井 彰祐（内線3611）
建設専門官 池添 好巨（内線3614）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場について

平成24年10月31日
国土交通省四国地方整備局

国土交通省四国地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月29日開催の「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）を開催いたします。また、報告書（素案）の内容について理解を深めていただくために説明会を開催いたします。

1. 意見聴取対象

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」という。）

※「報告書（素案）」については、下記「7. 資料の閲覧又は入手方法」より閲覧又は入手が可能です。

2. 意見聴取対象者

肱川流域に在住の方

3. 意見聴取方法

意見を聴く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表していただく機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて行います。

4. 報告書（素案）説明会

報告書（素案）の内容について理解を深めていただくため、以下により、説明会を開催します。なお、説明会の参加の有無に関わらず意見を述べることは可能です。

※報告書（素案）は、各会場において100部準備しています。先着順にてお渡しします。

【西予市会場】開催日時：平成24年11月3日（土）18時から
（受付開始17時30分）

開催場所：西予市野村公会堂

住所：西予市野村町野村12号617番地1

【内子町会場】開催日時：平成24年11月4日（日）10時から
（受付開始9時30分）

開催場所：内子町町民会館

住所：内子町平岡甲168

【大洲市会場】開催日時：平成24年11月4日（日）14時から
（受付開始13時30分）

開催場所：大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

※各会場への詳細については、別紙－1、2、3のとおり

5. 意見を聴く場への応募方法

(1) 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、「別紙－4 留意事項」を確認した上で、「別紙－5 応募用紙」に報告書（素案）に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「応募用紙」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yamatosaka/bosyu2/bosyu2.html

②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

(3) 「応募用紙」の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見を聴く場への応募」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yamatosakadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見を聴く場への応募」と明記してください。)

提出期限：平成24年11月5日（月）17時必着

(4) 意見を聴く場の開催日時、開催場所

開催日時：平成24年11月11日（日）13時から（予定）
（受付開始12時30分）

開催場所：大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年11月6日（火）に記者発表を行うとともに、発表者へ個別に連絡します。

6. 紙面による意見提出方法

(1) 意見提出方法

報告書（素案）に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、「別紙－6 意見提出様式」に報告書（素案）に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「意見提出様式」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yamatosaka/bosyu2/bosyu2.html

②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

(3) 「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yamatosakadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見」と明記してください。)

④説明会、意見を聴く場へ持参の場合

会議場前入り口付近の受付に設置している回収箱へ投函してください。

提出期限：平成24年11月11日（日）

7. 資料の閲覧又は入手方法

①インターネットによる閲覧（資料の入手）

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yamatosaka/houkokusyosoan/houkokusyosoan.html

②資料の閲覧場所、応募用紙・意見提出用紙の入手場所

以下の場所において、資料の閲覧、応募用紙・意見提出用紙の入手が可能です。

(ただし土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで閲覧が可能)

- ・国土交通省四国地方整備局 河川計画課（香川県高松市サンポート3-33）
- ・国土交通省大洲河川国道事務所 1階ロビー（愛媛県大洲市中村210）
- ・国土交通省山鳥坂ダム工事事務所 1階ロビー（愛媛県大洲市肱川町予子林6-4）
- ・国土交通省野村ダム管理所 1階ロビー（愛媛県西予市野村町野村8-153-1）
- ・愛媛県庁土木部 水資源対策課（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）
- ・愛媛県南予地方局大洲土木事務所 河川港湾課（愛媛県大洲市田口甲425-1）
- ・愛媛県南予地方局西予土木事務所 河川砂防課
(愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445)
- ・大洲市役所建設部 治水第一課（愛媛県大洲市大洲690-1）
- ・大洲市役所長浜支所 地域振興課（愛媛県大洲市長浜甲480-3）
- ・大洲市役所肱川支所 治水第二課（愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74）
- ・大洲市役所河辺支所 地域振興課（愛媛県大洲市河辺町植松548）
- ・西予市役所産業建設部 建設課（愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434-1）
- ・西予市役所野村支所 産業建設課（愛媛県西予市野村町野村12-619）
- ・西予市役所城川支所 産業建設課（愛媛県西予市城川町下相945）
- ・内子町役場本庁舎 建設デザイン課（愛媛県喜多郡内子町平岡甲168）
- ・内子町役場内子分庁舎 内子総合窓口センター（愛媛県喜多郡内子町内子1515）
- ・内子町役場小田支所 産業建設係（愛媛県喜多郡内子町小田81）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場について（報道機関の方へ）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 報告書（素案）説明会

【西予市会場】開催日時：平成24年11月3日（土）18時から
開催場所：西予市野村公会堂

住所：西予市野村町野村12号617番地1

【内子町会場】開催日時：平成24年11月4日（日）10時から
開催場所：内子町町民会館

住所：内子町平岡甲168

【大洲市会場】開催日時：平成24年11月4日（日）14時から
開催場所：大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

2. 意見を聴く場

開催日時：平成24年11月11日（日）13時から（予定）

開催場所：大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

※意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年11月6日（火）に記者発表を行います。

3. 受付

- ・各会場とも、開会の30分前から受付を開始します。
- ・受付場所 会議場前入り口付近の報道機関受付窓口
- ・事前の登録は不要です。
- ・受付にて必要事項を記入の上係員の指示に従って入場してください。
- ・会場には、報道機関用の席を設けています。報道機関用の席に着席して取材してください。

4. その他

- ・取材に際しては、別紙ー7の「取材についてのお願い」を遵守してください。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からの意見を聴く場について（一般の方へ）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 報告書（素案）説明会

【西予市会場】開催日時：平成24年11月3日（土）18時から
開催場所：西予市野村公会堂

住所：西予市野村町野村12号617番地1

【内子町会場】開催日時：平成24年11月4日（日）10時から
開催場所：内子町町民会館

住所：内子町平岡甲168

【大洲市会場】開催日時：平成24年11月4日（日）14時から
開催場所：大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

2. 意見を聴く場

開催日時：平成24年11月11日（日）13時から（予定）

開催場所：大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

※意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年11月6日（火）に記者発表を行います。

3. 受付

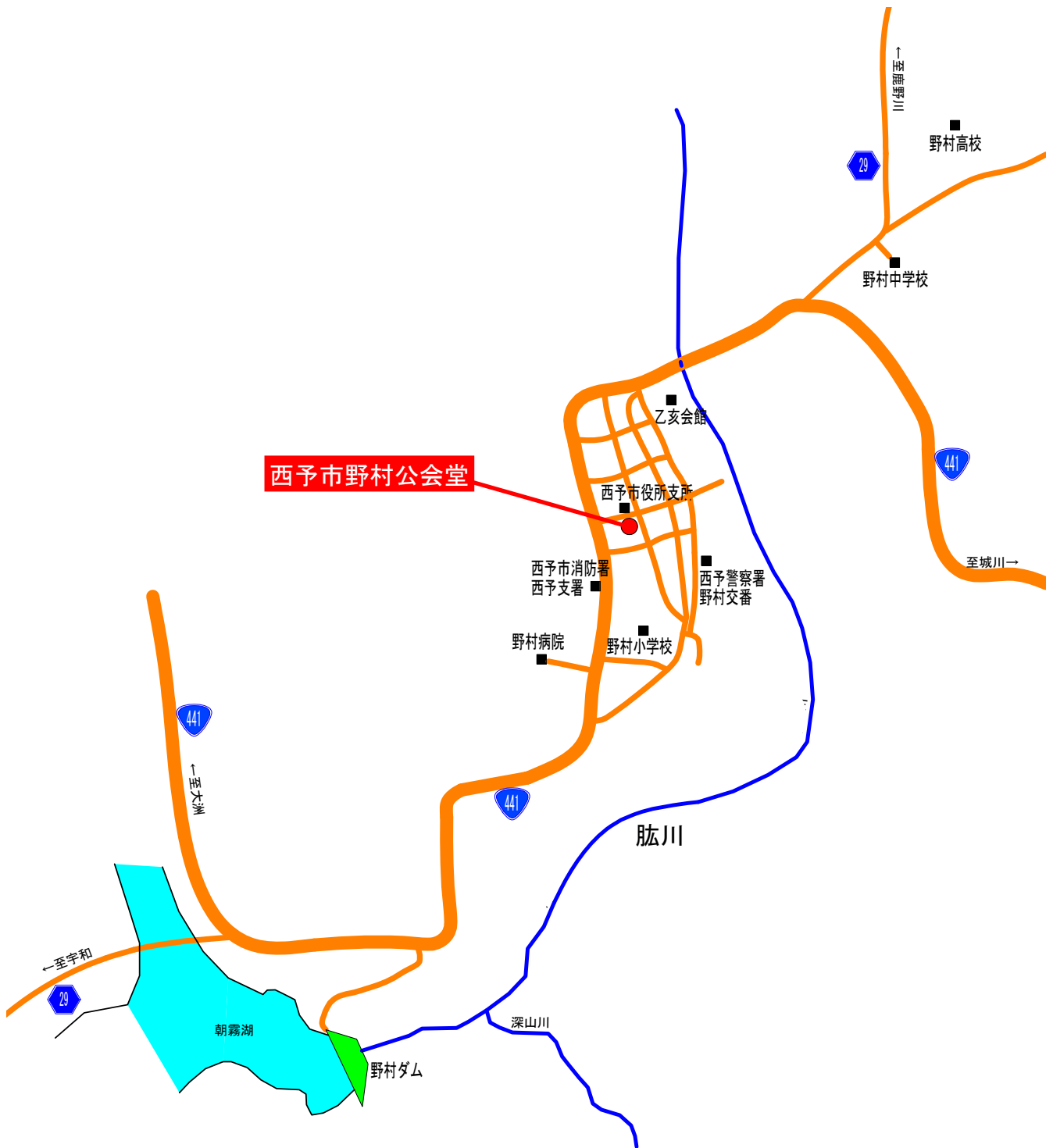
- ・各会場とも、開会の30分前から受付を開始します。
- ・受付場所 会議場前入り口付近の一般傍聴受付窓口
- ・事前の登録は不要です。
- ・受付にて必要事項を記入の上、係員の指示に従って入場してください。

4. その他

- ・説明会の参加及び傍聴に際しては、別紙－8の「傍聴要領」を遵守してください。

「西予市野村公会堂」へのアクセス

【施設名称】西予市野村公会堂
【住 所】西予市野村町12号617番地1



「内子町町民会館」へのアクセス



「大洲市役所大ホール」へのアクセス



「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場における発表にあたっての留意事項

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- 2) 意見の発表内容は、応募用紙に記載した意見の概要に沿った内容としてください。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 6) 四国地方整備局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 7) 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く場での発言の内容は、後日、四国地方整備局のホームページ等で公表させていただきます。その際、正確を期すため改めて発言の内容や趣旨をご確認させていただく場合があります。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場応募用紙

(受付番号： _____)
受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

国土交通省四国地方整備局河川計画課
「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に
関する意見を聴く場への応募」事務局 宛

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたい
ので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

1. 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書（素案）に対するご意見の概要

①氏名(フリガナ)				
②住所		(都道府県名) 愛媛県	(市町まで)	
③電話番号		- -	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)			代	⑤性別
意見該当箇所		⑥ご意見の概要		
頁	行	※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。		
その他		※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。		

【意見提出様式】

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
意見提出用紙

（受付番号： _____ ）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

【留意事項等】

1. 本意見提出用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書（素案）に対するご意見（1 / 2）

①氏名(フリガナ)				
②住所		(都道府県名) 愛媛県	(市町まで)	
③電話番号		- -	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)			代	⑤性別
意見該当箇所		⑥ご意見		
頁	行	※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400字以内で記載して下さい。		

検討報告書（素案）に対する意見（2 / 2）

意見該当箇所		⑥ご意見 ※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。
頁	行	
その他		※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場

取材についてのお願い

（取 材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
 - ③ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ④携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ⑤報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場

傍聴要領

（趣旨）

この要領は、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場（報告書（素案）説明会を含む。）（以下「意見を聴く場」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（意見を聴く場の傍聴）

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要な事項を記入してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。